

浪江町災害廃棄物仮置場設置方針

令和 8 年 7 月
住民課生活環境係

I 設置目的

災害廃棄物処理計画（以下。「処理計画」という。）を令和6年3月に策定し、発災後にとるべき対策等を整理してきたところである。

しかしながら、処理計画の策定のみでは、実際の災害対応における初動対策においては、充分ではないと考えられることや、他県では、平成30年7月豪雨の際に、処理計画が作成されていたものの、具体的な対応方法や手順が定められていなかったことや、あらかじめ具体的な仮置場の候補地を選定していなかったことにより、不適切な場所へ仮置場を設置してしまうなど、初動時に混乱が生じた事例が見受けられた。

そこで、復旧に向け最初に必要となる災害廃棄物の仮置場設置について、より具体的な方策を定めるとともに、災害廃棄物対応に関する知見や能力の向上を目的とした訓練を実施することとする。

2 災害廃棄物発生量

廃棄物の発生量は、処理計画「表 2.2 - 6 種類別災害廃棄物発生量（対象地震）」で 94,649 t、「表 2.2 - 8 種類別災害廃棄物発生量（対象水害）」で 261,427 t と推定されていることから、発生量が多い対象水害の 261,427 t を考え方の基本とし、令和元年度台風第 19 号の発生推定量 1,170 t（実際の仮置場使用量は僅少）及び令和4年度福島県沖地震発生量実績 2,800 t 及び表 2.2-9 被災概要（水害）（改）により 2,913t と算出した。

災害廃棄物の発生量の推計

表 2.2-8 種類別災害廃棄物発生量（対象水害）（改）

組成	発生量 (t)	推定発生量			
		比率%	(t)	比重※	(m ³)
可燃物	22,221	4.4	128	0.4	51
不燃物	55,684	70.5	2,054	1.10	2,259
コンクリートがら	78,428	9.8	285	1.48	422
金属	3,660	0.6	17	1.13	19
柱角材	22,483	2.1	61	0.55	34
その他	3,137	0.6	17	0.4	7
土砂	75,814	12	351	1.1	386
合計	261,427	100	2,913	-	3,178

※比率出典：福島県災害廃棄物処理計画資料編

比重：日本産業廃棄物処理センター（従量換算表）

表 2.2-9 被災概要（水害）

対象水害	建物被害		
	全壊（棟）	半壊（棟）	床下浸水（棟）
同時氾濫	3,625	3,144	374

※災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府、令和 3 年 3 月）より、床上浸水は全て半壊として集計した。

表 2.2-9 被災概要（水害）（改）

（単位：棟、t）

対象水害	建物被害				
	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	計
推定棟数	12	30	146	240	428
原単位	117	23	4.6	0.62	-
想定発生量	1,404	690	671	148	2,913

※被害割合については、国土交通省「治水経済調査マニュアル」

（浸水被害率 0.5m 未満：0.032、0.5m～3.0m：0.119）

原単位出典：環境省災害廃棄物対策指針技術資料【技 14-2】

茨城県災害廃棄物処理計画

推定棟数は、現在の居住人口等から推定（ $(3,625+3,144+374) \times 6\%$ ）

3 仮置場

(I) 必要面積

処理計画「表 2.2-18 仮置き場の必要面積の推計方法」、「表 2.2-19 仮置場の必要面積」から、算定した。

積み上げ高さについては、発生量が少ない見込みの算定のため、加重平均高さ等を考慮し 2 m 高さとした。

表 2.2-18 仮置場の必要面積の推計方法

仮置場必要面積	面積＝集積量÷積み上げ高さ×（1+作業スペース割合）
積み上げ高さ	2m（基本は 5m 以下が望ましい）
作業スペース割合	1（0.8～1）
可燃物	災害廃棄物の種類のうち「柱角材」、「可燃物」
不燃物	災害廃棄物の種類のうち「不燃物」、「コンクリートがら」、「金属」、「その他」

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）【技 18-2】（平成 31 年 4 月 1 日改定、環境省）

表 2.2-19 に仮置場の必要面積の算定結果

算定した結果、3,178 m²の面積が必要と算定。

表 2.2-19 仮置場の必要面積（改）

対象とする 災害廃棄物	集積量※		仮置場必要面積			
	可燃物	不燃物	可燃物	不燃物	合計	
	(t)、(m ³)		(m ²)		(m ²)	(ha)
災害廃棄物全体量	29,803	144,482	29,803	52,539	82,300	8.23
推定発生量	85	3,093	85	3,093	3,178	0.31

※ $85 \div 2 \times (1 + 1) = 85$

$3,093 \div 2 \times 2 = 3,093$

(2) 候補地

仮置場候補地については、町有地の中から洪水浸水区域、土砂災害警戒区域、及び現利用施設を除外した 3 候補地「加倉運動公園」、「旧浪江中学校」及び「町営野球場（大堀総合グラウンド）」とする。

なお、今後、候補地が町の事業が行われ利用面積等に変更の可能性が生じた場合には、その時点で再度検討することとする。

(3) 選定の考え方

①発生量が少ない：舗装されている加倉運動公園駐車場（320 m²）

（令和元年度台風第 19 号使用）

発生量が想定以上に増加した場合には、グラウンド利用へ拡大（7,500 m²）

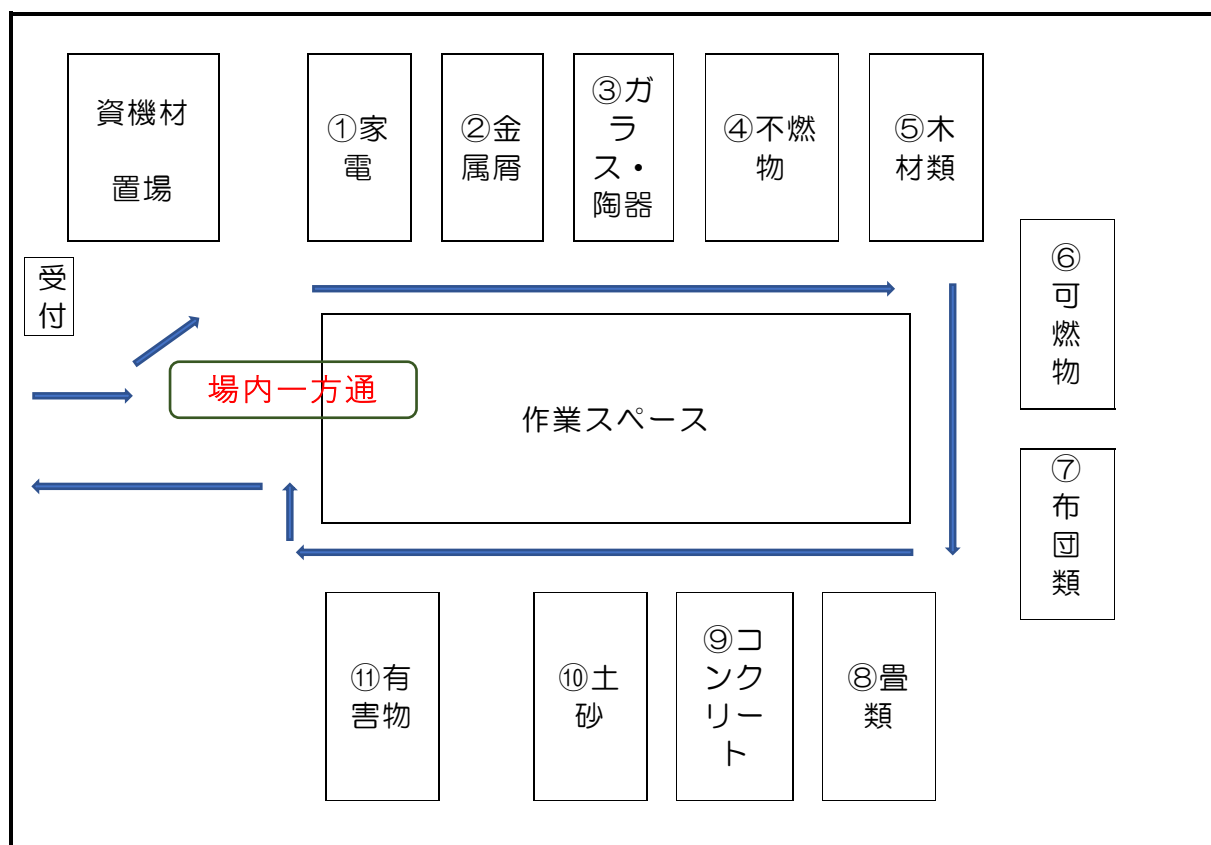
②大規模災害時：町営野球場（15,000 m²：大堀総合グラウンド）利用を基本とするが、発災場所及び発災種別発生量によっては、分別区分毎に①、②及び③の併用設置の利用も想定する。

③大規模災害時の併設利用：旧浪江中学校（4,800 m²）

(4) 仮置場のレイアウト

一次仮置場では、種類の異なる災害廃棄物が混合状態とならないよう分別を徹底する必要があるため、重機を必要とする大規模災害時には、処理計画「図 2.2-9 一次仮置場の配置例」のような配置計画（レイアウト）とするが、それ以外の場合（推定発生量必要面積）は、次のレイアウト図を参考とし設置する。

表1 仮置場レイアウト図



ただし、災害廃棄物全体を対象としているが、片付けごみは発災直後から、建物解体ごみは約 3 か月後から増加するため、当初は令和元年度東日本台風仮置場と同様、加倉運動公園駐車場を基本とし、できれば発災翌日、遅くとも発災後 3 日後には設置する。

その場合のイメージについては、表 1 を参考に発生量に合わせ、各仮置き場間のスペースを空けるなど発生量に応じた配置計画で設置する。

(5) 人材の確保

仮置場を管理・運営するためには、受付（被災者、場所の確認、積荷のチェック）、出入口の交通誘導員、分別指導員、荷下ろし補助員等が必要である。

表2 作業員数

対象	項目	必要な人員の参考	必須	状況に応じ
仮置場	必要な人員 (1箇所あたり)	受付×1名	△	
		交通誘導員×1名		○
		分別指導員×複数名		○
		荷下ろし補助×複数名		○
		警備員×1名		○

出典：災害廃棄物対策指針（改訂版）資料編【技 17-3】（平成 31 年 4 月 1 日改定、環境省）

(6) 仮置場における必要資機材

災害時に迅速に仮置場を開設するため、必要資機材の調達を検討しておく。

表3 必要資機材

対象	リスト	用途	必須	状況に応じ
設置	敷鉄板等	損傷、ぬかるみ防止		○
	ゲート、チェーン	保安・不法投棄等対策	○	
	案内板、配置図	車両誘導、分別区分表示等	○	
	コーン標識、ロープ	区域の明示等	○	
	受付	搬入受付		○
処理	バックホウ	粗分別、積み込み等		○
	破砕機	廃棄物破砕		○
	運搬車両	搬入・搬出	○	
作業員	保護マスク、安全靴等	安全対策		○
	仮設トイレ等	トイレ		○
	クーラーボックス	健康対策		○
管理	計量器	搬出量計量		○
	シート等	飛散防止		○
	散水設備	飛散防止		○
	発電機	飛散防止、電灯		○
	消臭剤、防虫剤	環境衛生		○
	消火器	火災発生防止		○
	掃除用具	環境美化		○

出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成31年4月）技17-1

(7) 運営・管理

次の事項に留意して管理を行う。運営方法については、訓練等を踏まえ定期的に見直しを行いながら、状況に合わせて改善していく。

①搬入ルールの周知と徹底

災害廃棄物を円滑に搬入・搬出するため、仮置場の出入口や搬入経路、仮置場内の各所に誘導員・係員を配置する。

搬入の受付（搬入者の確認、搬入物の確認、搬入台数のカウント）、場内案内、分別指導、荷下ろし等の人員を確保し、混合ごみを抑制する。

薬品類やガスボンベ等の有害性・危険性のある処理困難物は適切に分別・保管

し、早期に処理する。

仮置場への不法投棄防止のため、夜間の出入口の封鎖や看板の設置等の対策を講じる。

②火災防止対策

木くずや可燃物は、高さ5m 以上（たたみは2m 以上）積み上げを行わないようにする等、火災発生を予防する。

③土壌汚染の防止対策

未舗装の仮置場には砕石や鉄板設置、仮舗装等により、車両・重機の通行確保や汚水の浸透防止を図る。

④水質汚染の防止対策

敷地内で発生する排水、雨水の適正処理するため、必要に応じて敷地内に遮水シートを敷設

⑤飛散防止対策

災害廃棄物の飛散防止策として、場内及び廃棄物へ適宜散水を行い、また、シート・壁材等をフレコンバッグに保管する等適切に対応する。

⑥アスベストを含む建材は家屋解体の段階で対処すべきであるが、アスベストを含有する可能性のある廃棄物が仮置場に持ち込まれた場合は、シート掛けやフレコンバッグに封入して飛散防止対策を講じる。

建築廃材を持ち込む場合はアスベストのモニタリングを行う等、必要な対策を講じる。

強風時は、仮置場の搬入を停止し、周囲への飛散防止に努める。

⑦悪臭及び害虫発生の防止対策

生ごみの持込禁止、薬剤の事前準備、散水等により、仮置場周辺の衛生環境を維持する。

たたみや木質の家具等の腐敗により悪臭や害虫が発生する可能性がある場合は、適宜消臭剤や殺虫剤を散布する。

⑧作業員の安全管理

作業は安全・衛生面に配慮した服装で行うものとし、防塵マスク、保護メガネ、安全靴等、必要な保護具を用いる。

(8) 初動における住民への周知

仮置場の開設に向けて、住民が混乱しないよう別添「被災された皆様へのお知らせ」により行う。通常のごみのお知らせに併せて知らせ、事前に理解しておいてもらうとともに、災害発生時には、あらためてホームページや広報等で周知する。

4 訓練等（仮置場設置方針の検証等）

(1) 支援協定

人員及び必要資機材の調達において、災害発生時にスムーズな調達ができるよう建設資機材や人員を手配できる団体と支援協定を締結する必要がある。そこで、それら条件を満たしている浪江町内の建設業者で組織している浪江町復興事業協同組合と支援協定を締結する。

(2) 訓練

災害廃棄物仮置場設置及びその管理運営について、知識と技能の向上を図るため訓練を行う。